

平成27年度 第11回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成27年11月13日（金）10時00分～11時30分
開催場所	関内中央ビル10階大会議室
出席委員	佐土原委員（会長）、奥委員（副会長）、井上委員、岡部委員、小熊委員、田中（稲）委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、水野委員、横田委員
欠席委員	池邊委員、木下委員、小長井委員、田中（伸）委員、堀江委員
開催形態	公開（傍聴者9人）
議 題	1 アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書について 2 （仮称）横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について
決定事項	平成27年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事	<p>1 平成27年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録確認</p> <p>2 議題 (1) アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書について ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した イ 事業者補足資料について事業者が説明した ウ 質疑</p> <p>【佐土原会長】 煙突の高さについては、前回の質問の中で、59mというより、35mにした根拠についてもう少し高さを変えてみた場合、35mが1番よいのかという質問があったと思いますが、それについては次回以降という理解でよろしいのですか。</p> <p>【事 業 者】 そのとおりです。今回の説明（補足資料1）は、前回の発言の訂正です。</p> <p>【水野委員】 煙突の件で追加の質問です。煙突が35mということですが、その周囲の建物高さがどのくらいなのか、それは排煙拡散からいえば、ダウンウォッシュやダウンドラフトが無いような高さになっていますので、周りの高さがどのくらいであり、この高さになったかを示していただきたい。拡散計算がありますが煙突の諸元が出ていません。排出ガス速度や口径等がないので排出諸元を出してほしい。前回、1方向、3方向で違いますとおっしゃっていますが、この計算をするとき横方向の拡散幅をどのように計算されたのかが気になります。16方位で計算しているはずですから、その方位の中で風向の出現率がおそらく確定できないので、たいいてい横方向はシグマワイ（σ_y）を使って平均値を出すはずなのですが、風向を1方向にするか3方向にするかは結果的にはあまり関係ないはずなのですが、結果だけを見ると横方向のシグマワイ（σ_y）の計算方法が少し私の考えと違う気がします。シグマワイ（σ_y）をどのように考えたのか、考え方を教えていただきたい。計算をA-Bという大気安定度だけでやっていますが、これは風向の出現率何パーセントですか。ある風向の出</p>

現率にその計算だけでやっていますが、少なくともその風向にはいろんな風速階級があるはずですから、そういう風速階級を考えるとそのままかけていかかわからないので、そういう計算の条件をもっと詳しく書いていただきたい気がします。それを次回までに出していただければ、こちらでも、対応できるかと思えます。

【事業者】 拡散計算に関しては、ご指摘とおり各パラメータを設定して計算しています。第2分類事業判定届出書添付資料の資料編大気予測条件5ページにパラメータの条件を掲載させていただいています。さらに詳細な前提はありますので、提示することは可能です。それについては次回以降提示させていただきます。

【水野委員】 5ページのパラメータの評価時間は何時間ですか。それと出典もどこであるかも書いていただきたい。

【事業者】 承知しました。

【奥副会長】 今回説明していただいたものとは別のことで、そもそものことを確認させていただきたいのですが、焼却能力について、計画では1日約95トンなので、今回第2分類で判定の審議をしているわけです。その95トンを設定した根拠についての説明をしていただきたいのです。そもそも敷地面積に建てられる施設規模からの能力なのでしょうか。1日搬入される廃棄物量が、第2分類事業判定届出書添付資料17ページに搬入車両計画がありますので、搬入車両の平均台数に単純にトンをかけると平均で170トン、最大で250トンであるのに対して、処理能力は95トンを設定しており、この処理能力が妥当なのでしょうか。本来であればもう少し大きい能力を確保して、処理効率を上げることも考えられるわけですが、そのあたりはいかがですか。

【事業者】 95トンの設定は、土地の関係もありますし、私どもが焼却炉の事業が初めてなので、あまり大規模のものよりも小規模のものでまず対応して運営していこうということです。当然、経営の効率の中でそれ以上大きくしてしまいますと逆に、人件費もかかってきてしまいますので、90トンか95トンで設定させていただきました。搬入車両ですが、単純に10トン車に10トンが載るわけではございませんし、比重もありますので、そのあたりで書かせていただいています。当然、焼却能力が95トンしかありませんので、それ以上の廃棄物を入れたり、燃やせないものを入れたりすることはございませんので、この計画になっています。車の方は焼却場での今までの経験の中で、これぐらいなら95トンで処理できるというかたちで提示させていただいています。

【佐土原会長】 敷地規模としては、だいたい能力に見合っているということですか。

【事業者】 はい。

【小熊委員】 資料3の運搬車両の影響についてですが、センサスの結果というのが昼間の台数で、それに対して0.35%であるという説明でした。第2分類事業判定届出書添付資料16ページの運転計画では、搬入搬出時間が6時から23時ということなので、センサスでとられた12時間を超える時間帯に車の出入りがあると思われるのですが、いかがですか。

【事業者】 ご指摘の通り、センサスは昼間の12時間と24時間のくくりで集計されています。24時間の集計で行うとさらに今回の計画の比率が小さくなりますので、より厳しい条件ということで昼間の台数に対する寄与台数という表現にさせていただきました。

- 【水野委員】 処理量ですが、時間的変動あるいは夜間、昼間、曜日というのは、いつも一定というわけではないと思いますので、どれぐらい変動を見込まれているのですか。そのあたりが、たぶん焼却量になると思うのですが。
- 【事業者】 焼却処理能力の話ですが、廃棄物というのはやはり多少変動します。それは、その時でなければわかりませんが、焼却炉自身の処理できる熱量というのは時間当たり容積で決まってくる。最大として1日約95トン、それを24時間で処理しますので、1時間あたりはそれを24時間で割った数字になり、大体それぐらいで推移するということになります。その変動幅というのは、今はいくつかとは言えませんが、どちらにしても、焼却炉の容積で決まっていますので95トンぐらいで推移するというかたちになります。例えば、廃棄物が少ない場合は実際には止めてしまいます。焼却炉というのは、処理能力に対してあまり量が少ないと逆に、油を焚いて稼働するかたちになります。それは、やはり焼却炉で処理できる熱量は決まっていますので、そうなった場合にわざわざ油を焚いて処理するよりも、廃棄物が集まるまで炉を停止するかたちで対応すると思います。
- 【水野委員】 実態は難しいのかもしれませんが、他の産業廃棄物処理場がどうなっているのかわかれば教えてほしい。
- 【事業者】 補足説明をさせていただきたいのですが、今、約95トンで申請させてもらおうと、実際の正確の数字というのは、この後の手続きの方でしっかりとした数字を出すわけですけど、その数字が処理能力の最大値になります。廃掃法上、許可量以上に処理すると廃掃法違反になってしまいます。従って、上限が今でいえば約95トンという数字になります。それに対して、若干下まわることにはありますが、95トン超えて処理をすると廃掃法違反なのでそれは起こりません。それらの監視というのは、基本的には今回の計画では、ごみクレーンというものを設置します。ごみクレーンで重量を測定しながら投入していきますので、1日約95トンという数字を超えないような運転管理をするということが基本になります。
- 【佐土原会長】 1日の量はそうだとすると、1日のなかに変動があるのではないですか。
- 【事業者】 1時間当たりで超えないように運転維持管理するのが一般的です。今回もそういった形で、維持管理の計画を立てるつもりです。
- 【奥副会長】 今回の敷地には、100トン規模のものは建てられないのですか。
- 【事業者】 100トンというのは、難しいです。なぜかというのと、緑地面積を確保したりとか動線確保したりという面で、設備が大きくなりますのでだんだん面積を削らざるを得なくなります。今回の敷地に関しましては、これ以上大きな能力で計画する余地はないと考えています。
- 【奥副会長】 廃掃法の話もされましたが、アセスの手続きの面から言えば、あとトラック1台か2台分ぐらいで第1分類事業になって、そうすると自動的にアセス手続までかかってくることになります。そのあたりを考えられて多少100を切る数字を出してきたと思われぬように、説明をしていただいたほうがよいのではないかと思います。伺った次第です。国の方もスクリーニング手続がありますが、第2種事業の場合は、事業者が今までの例でいうと自らアセス手続をすると判断をして、特にスクリーニング手続なくアセスを行っています。第1種事業に準じる規模ですから、制度上のたてつけがそうなので仕方がないと言えば仕方がないので

すが、今回でいえば100トンなら自動的にアセスを行い、それを切ればスクリーニング手続きを経て、アセスを行わなくていいとなる場合もあります。その線引きが科学的にみて妥当かどうかは、なかなか判断が難しいところです。そういう意味で、ほんのちょっと100トンを切るから、アセスが必要ないですと言えるのかの判断が、今回は審議会に迫られているわけでありまして、伺った次第です。

【佐土原会長】 他に質問が無いようであれば、事業者からの説明は以上とさせていただきます。

エ 事務局からの補足資料を説明した
オ 審議

【佐土原会長】 (事務局の補足資料について) 市全体で、数値が大きい印象ですが。

【事務局】 担当部署に確認したところ、他都市と比べて大きいというのは、保護者の方から、うちの子はこういう症状があるので気を付けて下さいという聞き取りをしたものですので、そういった点で数字が大きくなる傾向になりますとの説明でした。

【井上委員】 前回審査会を欠席だったのでお聞きしたいのですが、そもそもどうい
うことで審査会にぜん息の状況の資料が出ることになったのですか。

【事務局】 焼却炉でシンシアに関する環境影響評価を過去に行った経緯がございます。前回審査会において、当時の経緯を説明した中で、会長から「工業団地として集積した形になっているのですが、金沢区のぜん息に係る状況とかは、何かありますか。」とご質問を受けましたので、それについて今回、資料を出させていただきました。

【佐土原会長】 これまでもいろいろな廃棄物関係のものが出来てきていますので、それがどのような影響、健康面で影響があるのかどうかということについて資料を見て確認できれば良いかと思ひまして、質問した次第です。それに関して出していただいたということです。

【井上委員】 今の説明で、データの根拠が保護者の申告に基づいたデータということ
で伺いました。データを比較するうえでベースが同じかどうかということ
をきちんと確認しないと、数字は独り歩きするといろいろな社会的
影響もありますし誤解を招きます。そういった意味では、今の説明でよ
ろしいかと思ひます。ほかの全体との比較についても、例えば裏面につ
いても同じ条件で出た数字という解釈でよろしいのですか。

【事務局】 そうです。

【井上委員】 ぜん息自体が一元的に大気汚染と、もちろん関係はありますがそれ
だけではない要素もあると思ひますので、説明にあたっては十分気を付け
る必要があるかと思ひます。

【佐土原会長】 他にご意見ありますでしょうか。

事業者からまだ未回答なものもありますので審議継続とします。

事務局の方から、確認をお願いします。

【事務局】 水野委員からは、シミュレーション結果、拡散計算に基づくデータに
ついてのご意見ご指摘ということで、拡散計算に関するいろいろなパラ
メータや、条件等についてももう少し詳細に検討して、その結果を次回以
降に出してほしいというご意見がありました。

奥委員からは、一日の焼却能力95トンに設定した理由ということでご
意見をいただきました。敷地面積から考えて、施設能力が見合っている
という説明でしたが、それだけではなく95トンについてのもう少し詳細

な考え方についての質問がありました。

小熊委員からは、事業者の補足説明につきまして、交通センサスとの比較で今回の事業に係る車両台数は少ないが、搬入受入時間が昼間を超えたところではどうかという意見をいただきました。

水野委員からは、一日の処理量95トンで、昼夜や日の変動を見込んでいるのかという意見がありました。ほかの産廃の処理施設はどのようなかというご指摘もありましたが、それについては次回以降にご報告していくことになると思います。

井上委員からは、ぜん息については大気汚染だけが原因ではないので、この様な資料の取扱いについては慎重にというご意見がありました。

【佐土原会長】 奥委員からも一日あたり95トンの設定の説明に関して、しっかりと行っていただきたいという話がありました。

【事務局】 はい、そちらの方も確認させていただきたいと思います。

【水野委員】 第2分類事業判定届出書添付資料の中で、大気関係の濃度についてはかなり詳しく書かれているので、もう少し人に説明できるようなかたちの資料にさせていただかないと、これを見ただけでは、いろいろたくさん質問が出るだけになってしまいます。きちんとした考え方があると思いますので、説明の仕方も詳しくして頂きたいと思います。

【事務局】 事業者の方に伝え、指導したいと思います。

(2) (仮称) 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について

ア 事業者が「方法書に対する意見書の内容及び事業者の見解」について説明した

イ 質疑

【津谷委員】 資料の2ページ目、「緊急車両の通行の障害になるのではないか」という疑問に対する回答ですが、「車道の幅員は現状と変わらないけれども、歩車分離するので、一般車両が側方に一時停止した状態でも、緊急車両が通行できるスペースが確保できる計画としています」とありますが、幅員が現状と変わらないで、歩車分離されると、一般車両が停車した状態で通行できるスペースはむしろ今と比べて減ってしまうのではないのでしょうか。

【事業者】 現状、一方通行の道路は6mの幅員があります。今は歩道のない状態の6mの道路です。その一方通行の道路を今回の整備で9mに拡幅します。9mのうち3m部分を歩道として整備します。現状は6mの道路で車が止まっていると横を通り抜けるのに人がいて邪魔になるのではないかというものが歩車分離されることによって、十分な通行帯が設けられるということで回答いたしました。

【佐土原会長】 特に無いようなので、これで質疑は終了とします。

ウ 検討事項一覧について事務局が説明した

エ 質疑

【佐土原会長】 次回の審査会で事務局から答申案を提示いただくこととなりますが、その前に今の説明で検討事項に漏れがないかといった視点でご覧いただき、追加のご意見等がありましたら、この場でお願いします。

【佐土原会長】 2ページ目の風の予測評価で、特異な気象状況が頻発していることは

確かですが、これを考慮した予測を行うというのは、実際には難しいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 近年の異常気象をどこまで扱えるかというのは、アセス手続きで扱う領域ではないのではないかとのご意見の専門家もいらっしゃいますので、難しい問題であるということは事務局としても理解しています。一方で、アセス手続きを行った後、強風により人が転倒するといった例が報告されたりしていますので、我々としては、できる限り事業者に考慮していただきたいという思いを込めて、記述させていただきました。

実際に過去10年程度のデータを拾ってアセスの中で予測評価していくと事業者から聞いていますので、強風の事例もデータの中に入ってきますし、あとは頻度の問題でアセス上どう評価していくかですが、頻度が少なくても非常に強い風が吹くのであれば、保全対策をきちんと考えていただくということになると思います。

【佐土原会長】 わかりました。実績を踏まえて、その中で予測評価していくということですね。

【水野委員】 大気予測式のところで、建物を考慮したブルームパフ式とあるが、ブルームパフ式と書かなくて、建物を考慮した予測式のほうがいいと思います。現状、様々な予測式がある中で、必ずしもブルームパフ式でなければいけない理由はないと思います。

【事務局】 わかりました。ブルームパフ式でなければいけないとは考えていませんので、ブルームパフという表現は削除したいと思います。

【佐土原会長】 他になければ、審議は以上とします。次回、答申案の報告をお願いします。

【水野委員】 先日、アセスが終わった後の事後調査報告書が公表されたと連絡されましたが、この事後調査報告書の位置づけがよく分かりません。図書は出てきてもアセスの管轄外ということなのですか。何か問題があれば報告書に関して審査会として関与するのか、あるいは担当部局のほうで対応されるのか、そのあたりがよく分かりません。報告書は単に報告すれば終わりということになるのか、それに対する対応は何か考える必要はないのですか。

【事務局】 条例の規定上は公告・公表規定までですが、事後調査報告書自体は、当然事務局のほうで確認します。事後調査の趣旨からも、当初予測して行われた環境保全措置に対して、十分な効果が認められない場合は、事務局で是正のお願いをしています。

審査会による調査審議という規定はないのですが、もしお気づきの点がありましたら事務局に連絡いただければ、事務局の方で事業者と調整をしてみたいです。

【佐土原会長】 それでは、今日の審議はこれで終了とします。

- 資料
- ・平成27年度第10回(平成27年10月30日)審査会の会議録(案)
 - ・アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書に関する指摘事項一覧 事務局資料
 - ・アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書の補足資料 事務局資料

- ・ アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書の補足資料 事業者資料
- ・ （仮称）横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解 事業者資料
- ・ （仮称）横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書検討事項一覧 事務局資料